

厚生労働大臣指定講座

専門実践教育訓練給付制度について

精神保健福祉科（短期養成通信課程）

本講座受講生は2020年4月入学者から「専門実践教育訓練給付金」として最大で学費の70%の給付を受けることができます。雇用保険の被保険者や、雇用保険の被保険者だった方で、一定の要件を満たし受給資格がある場合支給されます。

- 受給資格雇用保険の被保険者加入期間が3年(初回の方は2年)以上の方などです。
詳細は、ハローワークへ要件を照会することができます。
- 支給額は講座受講から終了まで、費用の50%、講座終了後、精神保健福祉士国家試験に合格・資格取得し、講座終了から1年以内に雇用された場合は、費用の70%となります。
- 手続き受講開始（4月1日）の1か月前（原則）までに、1～3の手続きをハローワークで行ってください。
 - 1、受給資格の確認を住居地を管轄するハローワークで行います。
 - 2、キャリアコンサルティングを受けます。
 - 3、ジョブカードを作成し、必要書類をハローワークへ提出します。
 - 4、YMCA健康福祉専門学校精神保健福祉科短期養成通信課程に入学
 - 5、6か月ごとの給付金支給

詳細はお近くのハローワークへお問い合わせください。

入学手続き入学願書の受付は、例年11月初旬から開始し3月末日まで受け付けています。
支給要件がある方の場合は、早めに受給申し込みの手続きを済ませることをお勧めします。

YMCA健康福祉専門学校

精神保健福祉科（短期養成通信課程）

〒243-0018 神奈川県厚木市中町 4-16-19

Tel 046-223-1441

●